

神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針

第1 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、兵庫県が定めた兵庫県公共建築物等木材利用方針に即して、神戸市における木造化・木質化等を促進するため、「神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針」（以下「本方針」という。）を下記のとおり定める。

第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用の促進の意義と効果

木材が生産される場である森林は自然環境の保全や地球温暖化の防止等において重要な役割を担っているが、それらの機能が持続的に発揮されるためには、森林の適正な整備及び保全が図られることが重要である。しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業活動は停滞し、森林の有する機能の低下が懸念される状況となっている。

このような状況のもとで、木材の利用を促進することは、木材の需要を拡大し、本来、木が有している素材としての良さ（断熱性や調湿性、衝撃を緩和する効果、温かみ等）を発揮させるとともに、地球環境の保全、循環型社会の形成、森林の有する多様な公益的機能の発揮、地域経済の活性化に貢献することにつながると考えられる。

このようなことから、市の公共建築物の整備において木材の利用を促進することは、市民に健康的で温もりのある快適な空間を提供することや、森林の有する機能を持続的に発揮させることへの効果が期待されるものである。

2 市が整備する公共建築物における木材利用の促進

市は、市が行う公共建築物の整備において、建築物の用途やコスト（建設コストのみならず維持管理および解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト）、法令の制限や機能性等の制約、木材の利用による付加価値や効果等を考慮のうえ、総合的に判断して、可能な限り神戸市産木材及び兵庫県産木材の利用に努めるものとし、これら地域産材の利用が困難な場合は、原則として国産木材を利用するものとする。

3 市以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の促進

市以外の者が整備する公共建築物については、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設の建築物を整備する事業者を中心に、木材の利用について協力を呼びかけ、連携を図るものとする。

第3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物においては、以下のとおり木材の利用を促進するものとする。

なお、利用の促進及び検討に当たっては本方針第2を踏まえるものとする。

- 1 木材の利用に当たっては、その付加価値や効果等が特に高いと考えられる、内装の木質化を中心に促進するものとする。
- 2 木質化を図る部材については、床、腰壁、内部建具等を中心に検討するものとする。
- 3 本方針により利用する木材製品のうち、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に規定する特定調達品目に該当するものは、原則として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された「判断の基準」を満たすものとする。

第4 その他市の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

公共建築物の木材利用を推進するためには、市域にとどまらない広域的な視点にたった木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況など木造化・木質化に関する情報共有が必要なことから、兵庫県・他市町との連携を図りながら木材利用の促進を図るものとする。

なお、本方針については、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この方針は、平成28年3月31日から施行する。